

商品名 ○教育カードローン「ニューふる里」	
就学中又は就学予定時	
ご利用いただける方	<p>○子弟・孫・被扶養親族は学校等に就学中または就学予定である方で次の要件に該当する方</p> <p>※「学校等」とは国内・海外問わず学校（教育施設）と呼称されるもの</p> <p>① 当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>② 申込時の年齢が満20歳以上の方</p> <p>③ 安定継続した収入がある方</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立てがあった方 ・租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・延滞債務のある方 ・手形交換所の取引停止処分があった方 ・信用を失墜した方 ・制限行為能力者である方 <p>⑤ 当庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥ 日本国籍を有する方、又は永住者および特別永住者の方</p> <p>⑦ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p> <p>⑧ 反社会的勢力でない方</p>
ご融資形式	当座貸越
お使いみち	<p>① 就学する学校等への納付金（寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む）</p> <p>② 就学に係る付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等）</p> <p>③ 申込人が①または②を用途として当庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む）</p>
ご融資金額	○50万円以上500万円以内（10万円単位）
ご融資期間	<p>○5年以内（1年ごとの自動更新）</p> <p>※契約時に、卒業予定月の3ヶ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定</p> <p>※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヶ月後の月末まで</p> <p>※子弟等が進学する際、申込人が引き続き「ニューふる里」当座貸越の利用を希望する場合は、期間の延長が可能</p>
ご出金方法	ローンカードによるATMでの出金
ご融資利率	<p>○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率</p> <p>※適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。</p>
遅延損害金	○年14.60%
ご返済方法	<p>○元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月払）</p> <p>卒業予定月の3ヶ月後の月末までに「ニューふる里」証書貸付に切り替えることで完済</p> <p>※融資期間中の元金の任意返済は可</p>
必要書類	<p>○本人確認資料</p> <p>運転免許証（表裏）＜運転免許証を所持していない場合は、個人番号カード（表）、パスポート、健康保険証、個人番号カード、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表</p>

商品名	
○教育カードローン「ニューふる里」	
	裏) ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書の控等） ※申込金額100万円以下の場合は徴求不要 ○子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）
連帯保証人・担保	○不要
保証料	○（毎月払い方式） ※ご融資利率に含まれます。
卒 業 時	
ご融資形式	証書貸付
お使いみち	①申込人が当庫から借り入れた「ニューふる里」当座貸越の貸越元金残高 ②最終返済日以降の貸越利息
ご融資金額	○上記お支払い①と②を加えた金額に限ります
ご融資期間	○3ヶ月以上10年以内
ご切替時期	○卒業予定月の2ヶ月前の1日から「ニューふる里」当座貸越の貸越契約期限（証書貸付切替期限）まで ※貸越契約期限が休日の場合は翌営業日まで
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 ※適用金利は窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。
遅延損害金	○年14.60%
ご返済方法	○毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金据置はできません） ※ご融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額併用も可能です
必要書類	○「ニューふる里」当座貸越契約時の徴求書類 ※年収確認書類等は不要です
連帯保証人・担保	○不要
保証料	○（毎月払い方式） ※ご融資利率に含まれます。
手数料等	○繰上返済等の際には、金庫所定の手数料が必要となります。
その他	○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫